

## 開 会

委員長 ただいまから平成19年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開議に当たりましては、きょうは瀧田委員に、会議録署名人をお願いいたします。

## 報告等

委員長 初めに、このたび我々の委員の同僚であります齋藤教育長が、県から教育功労賞をお受けになりました。先日、表彰式がありまして、私もご同席させていただきました。個人としては112名、団体22団体でしたが、そのお一人として表彰され、受賞者代表として謝辞を述べられたのであります。とてもいい内容の謝辞、お礼の言葉であったかと思えます。私のあいさつで、私は努力する者が評価されるということが大事な社会のシステムである旨を話させていただきました。地道にコツコツやるのが教育の世界ですから、スポーツ選手のように晴れやかな舞台はありませんけれども、こういう形で表彰を受けたということは、とても喜ばしいことだと思えます。

なお、小学校からも鮎川校長先生、それから石畑校長先生、近藤校長先生の3先生が表彰されました。あわせて本当におめでとうございます。

## 議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めますが、本日の議題は、議案3件、報告議案1件となっております。

## 議案第59号

委員長 初めに、議案第59号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課専門監 保健体育課でございます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定に基づきまして、平成19年10月3日に逝去されました柿下俊三学校歯科医の表彰をお願いいたすものでございます。

次のページをごらんください。

柿下俊三学校歯科医は、昭和53年、河原塚中学校に学校歯科医として就任されまして、29年間の長きにわたりまして学校保健の管理、指導にご尽力いただきました。その功績はまことに多大でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第59号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。特にご意見がないようですが、本件についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論は打ち切りとします。

議案第59号を採決いたします。

議案第59号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第59号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第60号

委員長 続いて、議案第60号「松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第60号「松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、12月議会に提案するよう市長に申し入れるための議案であります。

提案理由は、新松戸北中学校を小金中学校に統廃合することにより、市立中学校の適正規模、適正配置を確保するためであります。

3ページをお開きください。

松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例。

松戸市立中学校設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表「松戸市立新松戸北中学校」の項を削る。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものであります。

4ページに、新旧対照表があります。ごらんいただきたいと思います。

その現行の中に、名称、位置、その中に、松戸市立新松戸北中学校、松戸市新松戸五丁目179番地とあります、この名称と位置が削除されるということでありませう。

5ページには、設置条例の全文を載せてありますが、中学校の設置条例といひますのは、この2条からなっております、その2条の中に、市立中学校の名称と位置が、そのように列挙されております。下から4番目の項に、新松戸北中学校の欄がありますが、そこが削除されるということになります。

こういう設置条例の改正、これを議会にかけていきたいと、そういう提案でございます。ご審議、よろしく願ひいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第60号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

(「補足、よろしいですか」の声あり)

委員長 願ひします。

生涯学習本部参事監 教育改革担当でございます。

改めまして、新松戸北中学校廃校に伴いまして、その学校が小金中学校に移転をしていくということが、平成16年、この教育委員会の中でも決まっております。

どういう方向の新しい学校をつくっていくかということで、2ページに柱を4つ掲げて、準備をしているところでございます。

1つは、可能性にチャレンジしていく学校、それから、難しいものほどおもしろいことがわかる学校、それから、学ぶ大人の背中を見せる学校、それから4番目として、一人一人の特性を生かし自立を促す学校、特別支援教育の分野でございます。

この柱で進めているんですが、今、新松戸北中学校が、この柱を受けて、学校として研究、計画を進めているところが、その3ページ、それから具体的に細かい文章でしてあるのが4ページの方に載っております。

8月のこの教育委員会議で、新しい校舎の方の建築、一部建てかえについてご審議いただ

いたのが5ページからの資料で載っております。小金中学校の第1校舎、第2校舎、第3校舎があるんですが、第1校舎の斜線の部分を新しく作り直して、パイロットスクールとしていこうということでございます。

その作り直す部分の6ページから7ページ、8ページまで、それぞれ赤く塗ってある部分につきましては、地域の方も共有して使っていこう。その地域の人々の学ぶ姿を見て、子供たちも成長していこうという、そういう考え方の学校でございます。

9ページには、下の方に丸で囲ってあります4つの柱が進んでいきますと、松戸市にとっても、その学校だけではなくプラスになっていくだろうというふうに考えております。それが上の方の3つの丸に、子供の個々の実態に基づいた教育指導のあり方というのが先進的な研究で見えてくるだろうと考えています。それから地域連携、地域人材活用のあり方も見えてくるだろうと、そういったこの2つを進めるために有効な教育施設のあり方、IT中心にもそういうあり方が見えてくるだろう、そういうふうに考えております。

それで今、学校もスムーズな移行、移転につきまして、準備しているところでございます。それに伴いまして、廃校条例をお願いするんですが、平成22年3月ですが、時期が若干早いかなということもあるかなと思いますが、これは県の方から、新しい校舎をつくるのに補助金をいただいております。その補助金をいただくために、松戸市としても条例の中ではっきり統合していくんだということを示さなければならないということで、早目の議会の中で条例を可決していただくことの提案でございます。

今、子供たちは頑張っておりますが、早くこの条例が出ても特別な混乱はないというふうに聞いております。新松戸北中学校の2年生につきましては、そこで学ぶ最後の子供たちですので、校長先生は、入ってきたときから、ここで学ぶ、君たちが最後だということで、そういうつもりで勉強しなさいと。1年生は、小金中学校に移転していった最初の生徒になりますから、そのつもりで新しい学校をつくっていくんだという気持ちで頑張りなさいということで、学校体制で指導していると聞いておりますので、早目の条例を可決していただいても、特別、学校の中での混乱はないのではないかなと、予想しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 補足説明していただきました。

いかがでしょうか。一連の教育改革にかかわる大事な条例改正になります。

ただいま配付していただいた資料は、とてもわかりやすく書いてある気がします。これはホームページ等で市民の皆さんにも公開されている資料ですか。

生涯学習本部参事監 1 ページ、2 ページは、もう公開されております。

それから、学校が作りました資料につきましては、もう保護者の方、それから、これから入ってくる入学予定の保護者の方にも説明しておりますし、それから地域でも説明しております。

委員長 わかりました。

どうぞ。

瀧田委員 パイロットスクールというのは、私たちのある程度希望的な要素が盛り込まれていると思うので、その発足には大変期待するところでございます。今の1年生は小金中に行けると期待していると思いますが、2年生、3年生については、そこで自分の学校が一応終わりを見るという意識もなくはないと思うんですが、その辺の生徒さんたちに対しての丁寧な心配りというのを忘れないようにしていただきたいと願います。そして新しい学校に対する夢も沢山語りたいところですが、余りそっちの方に走り過ぎますと、寂しい思いをするお子さんたちがいるので、その辺の心配りをよろしく願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

委員長 そうですね、これがうまくいけば、松戸市の他の中学校、あるいは将来は小学校にも、こういった形でいい点が実現されるということになるわけですね。そういう意味では、まさにパイロットスクールとして長い間検討していただいたわけですから、ぜひ、うまくこれをスムーズに移行させてほしいですね。そういう意味での条例変更ということになります。

ちなみに、この条例の中の5ページに中学校21校が記載されていますが。ありますね、これは設立された順番で並べてあると見ていいですね。

学務課長 そのとおりであります。一番新しい学校が小金北中学校です。

委員長 わかりました。

八田委員、どうぞ。

八田委員 ともすれば統廃合というのは、やっぱりマイナス的なイメージですけども、今後、少しこういうようなことができますと、何か明るい感じを受けると私は感じました。

委員長 ありがとうございます。

根守先生、期待する何かを一言おっしゃっていただけますか。

根守委員 きょう、実は教育委員の研修に行っていました。学校教育と社会教育のすべてにわたって研究、そしてみんなの教育的なパワーが、そのの学校に集まる、市に集まるというような研究発表がありました。印象に残ったのが府中市の研究発表、まさにこのパイロットスクールみたいな感じのものを先進的にやっていらしたようです。そういう先進校など

も見つめながら、どういう研究内容、どういように発展させていっているかというようなことなどを参考にしながら、今後やっていけるのではないかなと。資料は届けてありますけれども、この先進的にやっていることを本市の学校にもPRしていけたらなと思います。心配するよりは、先進校に行き、探るのも一つの方法ではないかなと思います。

ただ、学校ではもうきちんとそういうようなものを、5年先、10年先を見越した経営の仕方をやったださっているようですので、安心いたしましたということでございます。

委員長 ありがとうございます。

一言補足しますと、一昨日、昨日と、東日本ブロックにおける文科省の研修会がありました。1日目は全体研修会、2日目が分科会に分かれた研修会でした。根守先生がおっしゃったのは2日目の第1分科会での報告、発表事例をお聞きになった上での感想です。そのテーマは、「第三者評価を取り入れた開かれた学校づくりと校長支援」というもので、府中市の報告でした。それをお聞きになった上での感想です。

私は第2分科会の方に出ました。第2分科会は、「教員の指導力向上と教育委員会の支援」ということで、事例報告が2件ありました。いずれも予算が削減される中で、どのように教育改革をやったらいいかということに苦労しておられる事例です。金がなければ知恵を出せ、というのが基本的な発想のようですね。そんなわけで我々教育委員自身も、こういう研修会等で勉強させていただいておりますので、そこで得た知識等を、なるべくこの会議でも生かせるような努力はしたいと思っております。

そんなわけで、議案第60号につきましては、長い間検討していただいた松戸市の教育改革についての一つのエポックメイキングになる条例改正です。これをお認めいただいて、今後の方向にスケジュールを合わせていっていただきたいというふうに思います。

というわけで、議案第60号については、よろしゅうございますか。

教育長、どうぞ。

教育長 私から一言申し上げさせていただきます。

本当に長い間、文字どおり紆余曲折を経て開校条例の制定にまでこぎつけました。長い間、ご心労、ご心配をおかけしましたことをおわび申し上げますとともに、これからの小金パイロットスクールの育成をしっかりとらになっていただき、またご支援していただきたいと思っております。

ちょうど、平成15年11月15日に、統廃合計画を公表しましたので、きょうは約4年、3年と358日になります。ありがとうございました。

時代は急速に変化する、教育界においても「21世紀の教育改革は急速に変化する社会に主体的に対応して」云々というのがまくら言葉になってきております。小金パイロットスクールにおきましても、まさに時代を先取りする先駆的、先導的な役割をなす中学校教育であるということで、パイロットスクールと名づけたんですけれども、以来、いろんな曲折を経ました。さきの中教審の中間報告にもありましたとおり、世の中一般では、ゆとり教育の反省の上に立って大幅に授業時間の確保を行って、学力中心主義にかじを切るんだという話でございます。

とりわけ主要5教科の時間数を増やして内容を強化すると。特に中学校では英語教育と理科教育に重点を割いて、時数も英語が一番ふえるだろうという感触を示しております。そのパイロットスクールでは、英語週3時間を5時間にふやすという当時としては大胆な提案を出してありました。また、理科教育も生命科学など、最先端の実験を伴った高度な授業も一部導入して行って、それを学校活性化、児童の学力、生徒の学力の向上のてこにしていこうということがありました。同時に地域コミュニティの再活性化も目指すということで、このような構造になったわけでございます。

時代が追いつき追い越そうとしておりますけれども、この間、新松戸北中学校でいろんな試行錯誤を繰り返しながらの実験、経験を21年度開校までに中学校に生かされるだろうと思っております。今後ともぜひ期待していただくとともに応援いただければと思います。どうも長い間、ありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

教育長の説明の後でちょっと思い出したんですが、先ほどお話しした東ブロックの教育委員会会議で、講演された講師の先生の学力調査テストについての分析の中で、とても参考になる言葉・表現がありましたので、それをぜひ皆さんにお伝えしておきたいと思います。

学力調査報告については、マスコミ等でもいろいろと言われているけれども、中身をきちっと分析してみると、日本における学力は必ずしも低下しているというようなことはないそうです。ただ、応用力は確かに考慮する必要はあるけれども、学力については、そう下がっている訳ではなく、国全体として、あれだけの成績が出るというのは、むしろ日本はかなり努力している方だ。言いたいことは、その中で、やはり教員の努力はすごいというような分析がありました。比較的学校教育では、教師の皆さんがバッシングを受けたりしている部分もありますが、そうではなくて、子供たち、児童・生徒の学力の向上には、個々の教員の皆さんの努力は、やはり非常にすばらしいんだと。あるいは一生懸命頑張っているんだという

分析の結果の報告がありました。

ですから、現場における教員の皆さんへ、そういう言葉も一方ではあり、きちっと評価されているんだということも知っていただき、今後の教育に活かしていただきたいと思います。

それでは、議案第60号についての質疑及び討論はこれで終結し、採決といたします。

議案第60号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第60号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第61号

委員長 次に、議案第61号「平成19年度末及び平成20年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針、実施方策について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第61号「平成19年度末及び平成20年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針及び人事異動実施方策の制定について」、提案申し上げます。

まず、資料のご確認ですが、1とページが打ってあるもの、これが議案の提案のかがみの文書であります。次、市の異動方針、2ページ、3ページ、市の異動の実施方策であります。そして4ページから、これが県の人事異動方針実施細目というふうになります。ちなみに5ページが、これは千葉県教育委員会の異動方針になります。そして7ページが県の実施細目というふうになりまして、それがページでいいますと10ページまで続いていきます。そういう資料でございます。

それでは、まず市の人事方針の前に、県教育委員会の方針実施細目について説明申し上げたいと思います。それでは5ページをお開きください。

県教委の人事異動方針ですが、昨年度との違いを申し上げます。

第1、一般方針というふうに書かれていまして、1から5までありますが、この中の3、この項目が今年度新しく入りました。3、県費負担教職員の異動にあたっては、市町村教育委員会の内申を尊重し、特に同一市町村内の転任については、その内申に基づいて行うことを原則とするという、こういう文言が今年新しく入っております。これは今年6月に改正されました例の教育三法、この中の地教行法、この改正の中に「教育における地方分権の推

進」というものが盛り込まれておりますので、それを受けて、このように異動方針の中に入ったものと理解しております。今までですと、県費負担教職員の異動の場合には、当然、市教委から県教委に内申というものを上げるわけですが、地教行法の中には内申を待って県教委が異動をするというふうな意味合いの表現になっておりました。「内申を待って」というふうな表現だったんですが、ここが「内申に基づいて行う」というふうな表現に変わっておりますので、実質的には県費負担教職員の人事異動というのは、当然、市教委の内申というのを今までも県教委の方は尊重していただいていたんですが、ここが教育三法、地教行法の改正で教育の地方分権ということがうたわれていますので、それが明文化されて人事方針の中に入ったというふうに解釈しております。

ほかのところは、昨年度と変更はございません。

次に、その方針を受けました実施細目、これは7ページからになりますが、これをごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては大きな変更はございませんが、1点だけ、やはり新しく文言が入ったところがありますので、そこを説明したいと思います。

1、適正配置についての(9)複数の学校種におけるというところがありますが、そのこの3行目と4行目、「なお、中・高共通区分又は特別支援学校区分で採用され、新規採用後3年以上となる者の当該学校種への異動については、全県的視野に立って適正に行う」と、この2行が新しく入っております。これはちょっと文言としてはわかりづらいんですが、これは中・高共通区分とか特別支援学校区分というのは、これは教員採用試験の区分をあらわしております。それで、例えば中・高共通区分という区分で受験をして、例えば小学校とか中学校に採用された教員、これは実際にございます。そういう教員について3年が経過した者については、高校とか特別支援学校とか、そういうところへの異動を適正に行っていきますよという、そういうことであります。特別支援学校区分で合格した者についても、必ずしも特別支援学校に採用されてはおりません。例えば小学校の特別支援学級とか、そういうようなところに実際は採用されているような教員もいるわけです。それがちょうど17年度に採用されまして、今年度末でちょうど3年たちましたので、そうやって自分が希望した学校種に採用されていない教員で、もし希望する場合は、自分の希望している学校に異動も可能ですよというような、そういう意味合いになります。

それで実際、今年、今そういう教員については、例えば自分は高校を本当は希望していたんだけど、中学校に採用されたとかというふうな、または本当は高校だったんだけど、やっぱり小学校の方に助教諭という形で採用されたというふうな、そういう教員につい

では、高校への異動を希望するかどうかというような今、調査をかけているところであります。

そういう意味合いのことが、ここに新しく入ったということで、ほかにはやはり大きな変更はございません。県の異動方針と実施細目、これは全部読み上げますと膨大な時間になりますので、目を通していただきたいと思います。昨年度との大きな変更点は、今申し上げたところでございます。

じゃ、それを受けまして、松戸市の方針について説明したいと思います。2ページにお戻りいただきたいと思っております。

松戸市教委の人事方針、方策であります。基本は異動方針の冒頭の上3行目のところ、ここにありますように「県費負担教職員の任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づいて推進する」と、これが一番大きな前提になるわけでありまして。

そして、そこには7までありますが、1から5までが市の方針の柱になります。これも昨年と変更点はございませんが、特にその中で、ここで強調してお話し申し上げたいのは、2の「千葉県教育委員会との連携を図りながら、松戸市における教育課題を解決する人事を推進する」、まずこれが1つ、次、5の「校長の経営方針に基づいて特色ある教育活動が展開できるよう、校長の意見具申を重視する」、この2点について、特に今年度の人事におきましては留意して進めていきたいなというふうに考えております。

まず2、そこにあります松戸市における教育課題というふうに書いてありますが、これははっきり言いまして若手教員の育成、これが松戸市における教育課題というふうにとらえております。経験5年未満の教員が非常にふえておりますが、これらの教員を組織として育成していく、そのためには、やはり中堅とかベテラン層の適正配置、これが課題になってくるものと考えております。

また、今度5に関係するわけですが、人事は学校経営戦略の重要な要素になることからしましても、校長には学校経営の観点から人事に関する意見具申をしてもらい、その校長の具申を尊重した人事を進めてまいりたいと、そういうふうに考えているところであります。

ほかについては昨年と同様でありまして、方針に変更はございません。

じゃ、次に3ページ、実施方策であります。これも大きな変更点はありませぬ。その中で特にやはり留意して進めていきたい方策、それは2の適正配置のための異動方策の上の(1)と(2)、これを中心に進めていきたいと考えております。

まず(1)大量退職期を迎え、新規採用教員の計画的・積極的採用に努めるということで

ありますが、今年度、この19年度は103名の新採教員を配置しております。そして今年度末から、要するに来年度からの数字を簡単に申し上げますと、新規採用教員をどれだけ採用するかというのは、当然、今度は逆に定年退職者、退職教員がどれだけいるかということと連動してきますので、定年退職者の数字を申し上げますと、この19年度末は68名、それが来年度になりますと、ちょっと若干減るんですが64名、その次78名、その次が88名というふうになります。そして定年退職者と、あと希望退職者というのもございますので、その数を合わせていきますと、ことし103名の新採を配置したということは、それに見合う数の希望も含めた退職者がいたということですが、今年度末につきましても、昨年と同様またはそれを超えるぐらいの数字の退職者が出てくるのではないかというふうにとらえております。これはもうまさに、団塊の世代の大量退職期をちょうど迎えているということになるかと思えます。したがって、これらの新採教員を大量に採用していくと、そういうことになりますので、その新採教員の配置も含めて計画的にどのような方策をもって新採教員を採用していくかということに留意していかなくてはならない点だと考えております。

次に、(2) 職員構成の学校間格差の是正に努める。これは昨年も申し上げましたが、やはり今、ベテラン層、若手層、その中間の層とあるわけなんです。やはり年齢構成からいって、全体的に非常にアンバランスな形になっている。学校個々をとりましても、やはり学校の中でベテラン層がまだ非常に固まって多い学校、比較的バランスのとれている学校、そういうふうにいるんな構成になっているというのが現状でありますので、そのあたりの例えば男性と女性の比率とか、今言いましたように年齢構成も含めまして、また何よりもやはり教員の資質、これにも配慮して、学校間の格差という言葉はあれですが、バランスのとれた職員構成になるように人事を進めていくことが必要だろうなというふうを考えているところであります。

あと、細かいことが(3) 以下にもありますが、これは事務的に進める上でのお話でありますので、ここでは説明は控えさせていただきたいと思いますが、1点だけ、人事といいますと、今までは永年勤務者の異動というのが、もう昔から一番頭の痛いことだったんですね。永年勤務者といいますのは、はっきり言いまして1校に7年以上いる教員の異動ということです。そうすると、その7年以上、教員がその学校で異動なしでいるということは、全体のやっぱり異動が非常に停滞するというふうなことがございまして、それが以前は非常に大きな問題だったんですが、この近年といいますか、今は永年の解消というの、これも当然進めていかなくてはならないんですが、余りそれはもう、それに頭を痛めるというような状況

ではございません。昨年は、その永年の解消率というのは94.9%、だからもう永年になったから異動しなさいという教員は、ほとんどが異動に応じております。そういうことですので、まだ7年以上勤務、永年者というのは市内全体で100名を超える教員が7年以上というふうになっておりますが、ことしもその教員を異動させるということは、引き続きやっていきたいと思いますが、それについての昔ほどの困難さというのは、少しは薄れてきているのかなというふうに解釈しているところであります。

まとめませんが、以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

橋戸課長のご説明は、いつも非常にわかりやすく、我々非常によく理解できました。ありがとうございます。

ただいまご説明いただいたような形で、県の人事方針、実施細目の変更に伴う松戸市の人事異動方針と方策の変更であります。いかがでしょうか、何かご質問等ございますか。

関連して、稲積参事監、この前、県に要望書を出しましたが、それとの関係でいうと、今の県の方の5ページにある、第1の3は、県費負担教職員の異動にあたっては内申に基づいて行うことを原則とするとあります。この点は、要望書にもあったという気がしました。それが今回、正式にこういうふうに改正されるということでは、よかったわけですね。

生涯学習本部参事監 また法律も変わりましたので、県もやらざるを得ないというふうになってきたと思うんです。

委員長 そうですね。

そのほか何かお気づきのところがありますか。

松戸市の教育改革に当たっての人事の適正配置等は、資源の適正配分、配置と関連して、たしか大きく議論された点ですので、この辺を考慮した人事異動を考えていただきたい、あるいはせざるを得ないということになると思いますね。

八田委員、どうぞ。

八田委員 昨日の研究会での印象等と関係することですけれども、先覚的、先導的なことをするという府中市のことですけれども、そのときに教育委員会の最も重点的に行わなければならないのは校長支援ということなんです。積極的に校長を支援するというのがうたわれていたんです。それで、きょうこれを見まして、校長の意見具申を重視するというに、こういうことに松戸市は奨励されているんだなという傾向は感じました。

委員長 ありがとうございます。

八田委員のおっしゃったことに関連すると、第2部会では、小学校の5年生、6年生の担任等を固定しないで、科目ごとにそれぞれ学年を超えて教えていこうという報告でした。例えば5年生の理科の先生が6年生の理科も教え、6年生の国語の先生が5年生の国語も教えるということです。そういう意味での人事交流を通じた学校改革を進めていくと、今度は小・中学校の間で得意科目を持っている人が教えていくというような形に発展する可能性もある、というような報告でした。ということは、学校改革に当たってのこの人事の配置について、県も徐々にそういう意味での異種間の教員配置を認めるということと同時に、校長支援ということで、校長先生がこの科目を強化したいというような要望があったら、それに基づき人事配置もどんどん考えていく必要があるという意味で、つくづく今回のこの方針あるいは実施方策等、こういう方向でいくのがいいのかなという印象を受けました。

教育長 教科担任制の話だと思うんですけども、松戸市でもそういう機運が数年前から起きておりました、ただ、やりたくても、なかなか人材のやりくりがつかないという現状があります。やっている学校も結構ふえてまいりました。これだけ派遣スタッフを使っている教科担任制もあるんだというふうに思いました。

今後どういうシステムで教科担任制を推進していくかというのは、松戸市の学校教育の小学校での一つの課題でもあります。スタッフだけで、対応するのは、果たしていいのか、小学校でも得意科目、専門科目を持っているわけですから、お互いに専門性を発揮するために切りかえていこうという機運がある。どうやったら高まるのか、システムをつくれるのかということが課題です。

それから、永年が100名、まだ現在いるということですが、ちょっと前に比べたら何分の1ぐらいに減っているんだろうと思います。数字だけ聞くと多いように見えるんですが、これは自己都合での永年が何割ぐらいいるのか、いわゆる校長の意見具申権を尊重したものがどのくらいなのかということ、補足の説明をしていただきたいと思います。

それと、新採研修の必要性というのはもう十分、委員、皆さんもおわかりいただけるような大量採用時代になっていると思いますけれども、やはり新採研修というのが、これから本当に勝負になってくるだろうと私も思っております。その新規採用職員の研修体系について、説明していただきたい。現状と将来について委員の皆様方に説明していただきたい。基本的には県にあるんでしょうけれども。

今度、地教行法が改正されて、市町村教育委員会の内申を待ってから新しい改正法案では、内申に基づいてというふうに変ったと。本当に条文が変わったのかどうか、待ってと基づ

いてがどこがどう違うのか。それは背景には人事権の都道府県から市町村教委への人事権の大幅移譲、地方分権化ということが背景に流れとしてあったわけですね。それが結果としては、待ってと基づいてしか変わらないのです。

学務課長 まず第1点目、永年者について、先ほど私100名を超える永年者がいると申し上げましたが、このほとんどは同一校7年の教員が114名、単純な計算でいきますと、この3月末でちょうど7年になるという教員が100名を超える数があるということです。これは7年まではいてもよろしいということになっていますので、決まりを破って、いついているという意味ではありません。要するに8年以上の教員が、何というんですか、この県の方針に添わない形で長く1校にいるということになるわけなんです、正直言いまして、8年以上の教員というのは、もう数えるほどしかありません。

あと、ちょっと細かいことになりましたが、校長の意見具申、先ほど言いましたが、校長はこの教員はちょうど満7年になってしまったけれども、もう一年残したいというふうに校長が申し出て、残す教員というのはこれはございます。これは県の方のそういう異動の方針にも、そういう項目といいますか、そういうふうにしなさいというのがありますので、学校経営上必要だという意味で、残すという教員はおります。

次、2番目、新規採用教員の研修体系ということですが、100名を超える教員が松戸市にも採用、毎年されているわけですが、そうなりますと、今は県教委の方から新採の指導教員というのが、ちゃんとあてがわれます。ただ、1人に1名、新採指導教員というのをあてがうだけの人的な余裕はありませんので、基本的には新採4名に対して1人の教員が指導教員という形になります。そして、その1人の指導教員が曜日を区切って、4人の新採を指導していくという形をとっております。今日も根木内小学校の計画訪問へ行ってきましたが、新採指導教員というのは、新採が授業しているその教室に入って新採の授業の様子を見て、そして放課後等、それに基づいて指導するというふうなことを毎日続けております。

また、各学校でも、ただ新採指導教員に任せておくというだけではなくて、各学校で新採をどういうふう育成するかという、そういうプログラムを全校とは申しませんが、打ち立ててやりつつあるという現状にあります。今日行った学校では、5年目研修というふうな、そういう若手の研修を組んでいるところもありますし、学校によりましては、1年目、2年目、2年目になりますと新採指導教員がつかまないので、2年目とか3年目の教員の指導というふうなことに力を入れて、学校組織として取り組んでいるという、そういう形になっているところもあります。計画訪問等でも若手の育成をということ組織として取り組んでも

raitaiということは、こちらからも指導しているところです。

3番目の内申を待ってと内申に基づいての違いということですが、その言葉だけとらえれば、県教委は、市教委の内申を待ってやりますよと。待つけれども、最終的には県教委が決めるんですよというふうに、言葉じりだけとらえれば、そういうふうにはとらえることができるんですが、今までも待ってという表現でしたが、市教委の内申というのは、当然尊重してもらっておりました。これがはっきり基づいてということですので、今まで以上に、やっぱり市教委が、こういう異動をやるんだということについては、県教委はそれに従うような形になるのかなと。ただ、これが同一市町村内の転任についてという条件がついておまして、松戸市内の異動については、もう松戸市教委の内申に基づいてやりなさいよという、そういうふうな意味合いになるかなというふうに、言葉だけとらえるとそういうことかなと思いますが、今までも実質的にはそういう形でやっておりました。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

内申を待っていても、内申が来なければ、都道府県は勝手にやりますよと。それで新法は基づいてだから、内申が幾ら待っても来ないけれども、来ないからといって勝手にはできないという解釈ですか。

学務課長 そうですね、当然そうだと思います。

生涯学習本部参事監 ちょっと私、読んだことがあるんですが、判例なんかも今までは市町村教育委員会の内申がなくても、県が異動されることが実際ありました。これは裁判になって、もうそれは内申がなくてもいいんだという、そういう判決が出ております。ですから、今のお話のように、待っていて出なかったらやらないし、もし待っていて出さなかったら、県も逆にやってしまうよという、そういう考え方だったんですが、今回は市町村においては、もう出てきたらやらざるを得ないという、必ずやりますよという、そういうふうに変ったというふうに解釈しております。

教育長 わかりました。最後に指導教員は1年で引き上げられると。2年目、3年目というのが非常に重要なのではないかなと思うんですが、一般的に教員だけではなくて、市の新採なんかも見ていると、1年目は緊張して一生懸命言うことを聞いてやるんですが、ある程度わかってくると、わかった気になってしまっているのが一番怖いんです。教員には、大切なのではないかなというふうに思います。各学校においてもOJT方式で先輩が後輩に教えるというシステムが機能する学校はいいんですけれども、そうじゃない学校もあるでしょうし、

ＯＪＴだけではちょっと心もとないなという気もするので、２年目、３年目は、どうですか、ステップアップの向こうを張って、夏休みに２年目、３年目を鍛えると、そんな考えはありますか。

学務課長 教育長おっしゃるとおりでありまして、２年目、３年目の教員の中だるみといいますが、そういうような問題というのは非常にあります。ですから、それをどのように育てていくかというのは、先ほども申し上げましたが、松戸市の教育課題、若手教員の育成というのは、まさにそういうところが含まれているのではないかなというふうに思いますので、今の教育長の言葉を重く受けとめまして、また具体的な方策を考えていきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

昨日の分科会では、墨田区における若手教員を育成する取り組みについての報告がありました。ここでは若手という言葉で、若手教員育成事業というタイトルでさまざまなことをやっております。その若手とは、採用して１年目から４年目までの教員をいいます。１年目から４年目までの人のためのプログラムをつくって、１年目の初任者研究、２年目は授業力向上研修１、３年目は授業力向上研修２、４年目は４年次授業観察という内容です。プログラムをつくると同時に、その研修連絡協議会というのもつくって、相互に若手教員の育成を行うための検討をしているようですね。

ですから、ＯＪＴ（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）というやり方もあるでしょうが、それだけではなくて、それも加味した特別のこういうプログラムづくりも有効であると思います。墨田区でこうやって養成された若手教員が、他の区に引き抜かれてもこれは仕方がないんで、それで教員全体のレベルが上がれば、墨田区のやっていることも、それだけやっぱり教育に貢献するというような意識でやっていますという報告でしたね。

松戸市もその辺、何か参考にできるものがあるかなと思いました。

学務課長 ちょっと補足ですが、教育長、先ほどステップアップ講習会というふうなお話ししましたが、我々ステップアップは頭文字をとりましてＳＵ講習会と言っております。これは夕方からなんです、５月から、先ほど１１月頭に終わったんですが、ほとんど５カ月ぐらいをかけて、夜、そういう講習会を開いて、資質向上というようなことをねらった取り組みをしております。多分、教育長、そういうことも含めて、その下の若手の教員の育成ということも、組織として、市教委としてプログラム化させていく方向も考えていく時期に来ているのではないかなというような、そういう意味合いではないかなというふうにとらえております。

委員長 そうですね、たまたま、きょう、そのような具体的な内容が、ここで知らされました。我々も研修を受けながら、他の市町村あるいは他の自治体でやっていることも勉強しています。そういう意見交換があることを市民の皆さん、場合によっては知らないと思います。ですから、この委員会で、そういった意見交換をすることで、それがホームページで開示されます。そうすると市民の皆さんも、松戸市の教育改革に伴って、教員養成等についてどんなことをやっているかが、実際にわかってもらえますね。

松戸市は、現在、千葉県市町村教育委員会連絡協議会の事務局市ですので、我々は松戸市の教員の養成教育向上を考えると同時に、千葉県のことも少しは意識して議論していくことも大事ななと思っています。松戸市でそういった育成を受けた先生方が、他市町村へ行かれてそこで松戸市ではいいことをやってくれたんだ、というふうに思ってもらえるのも、また一つの役目かと思っています。そういった視点も考慮した教員養成を考えていただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第61号につきましては、これで質疑及び討論を終結とさせていただきます。これより議案第61号を採決いたします。

議案第61号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第61号は原案どおり決定いたしました。

## 報告第2号

委員長 次に、報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明願います。お願いします。

市立高校担当室長 報告第2号「臨時代理による処分の報告について」ご説明いたします。

平成19年度末及び平成20年度松戸市立高等学校教員の人事異動方針の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

教育長による臨時代理による処分につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第7号で「校長、教員その他教育関係職員の人事の一般方針を定めること」とございます。

臨時代理をした理由でございますが、千葉県教育委員会と共同で実施する市立高校教員の

人事異動につきましては、県教育委員会の方針に準じて、本市教育委員会の方針を定める必要がございます。異動方針につきましては、平成19年10月16日の千葉県教育委員会会議での決定後、10月24日付で通知により送付されました。その後、校長が11月9日までに教員の異動希望個人票を県教育委員会に提出することになっております。その間、教育委員会会議を開催するいとまがなく、臨時代理による処分を行い、市立高校長へ10月26日付通知を持ちまして、本市の人事異動方針を送付したところでございます。

なお、県教育委員会の人事異動の方針につきましては、ほぼ昨年どおりであります。今年度は本市の人事異動方針につきまして、1校しかない市立高校の人事という視点に立ちまして、昨年の方針を見直しいたしました。

4ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。下線部分が改正した内容でございます。

第2、実施要項についてでございますが、1、適正配置の(1)ですが、「小学校」、「高等学校」及び「兼務」の文章をこれを省きました。理由でございますが、市立高校を含めた県内公立高校の中での人事でございますので、高等学校との交流は当然のことですので、この点を省きました。小学校からの人事異動はございません。また市立高校の教員は他校との兼務もございませんので省かせていただきました。

同じく(2)ですが、「県立高校との間で学科・課程間の交流を含む」の文言を除きました。市立高校を含めた県内の公立高校の中での人事でございますので、この点につきましても省かせていただきました。

同じく(3)ですが、「広域の人事交流を含めた」の文言を除きました。理由につきましては、通勤圏内を考慮いたしまして、広い視野で適材者の適正配置を推進することは当然のことから、この文言も省かせていただきました。

続いて、2、管理職への登用及び降格についてでございますが、(1)ですが、「全県的な視野に立って」を削除いたしました。理由につきましては、前項目と重複しますが、広い視野で管理職として責任と管理能力を具備した適材者の配置を推進することは当然のことから、この文言も不要と判断いたしました。

4、新規採用についてですが、市立高校では当面該当がないものと判断いたしまして省かせていただきました。この理由につきましては、新規採用の教員につきましては、初任者研修という長い期間出席することになりますので、当然、補充教員が必要となることがございますので省かせていただきました。

5 ページをお開きください。

5、教育機関等との交流についてですが、4 になります。

6、再任用制度についてですが、教員については定年退職の前に、県に戻ることにありますので、この項目については該当がないので削除いたしました。

以上でございます。

なお、お手元に配付いたしました資料につきましては、平成19年度末及び平成20年度松戸市立高等学校教員人事異動実施方策でございます。これにつきましては、人事異動方針に基づいて関連事項、具体的内容を示しているものでございます。県教育委員会では、人事異動実施細目としておるものでございます。この方策につきまして、追加した理由でございますが、従来この方針に添付しておりませんでした。今回、方針を見直したことを契機に、今後、添付したいと考えておりますので、追加で大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

報告第2号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質問等をお受けしますが、いかがでしょうか。

教育長による代理処分ということになりますので、原則は報告事項です。しかし慣例として、ここでは皆さんの承認もいただいておりますので、何か質問等ございましたらお願いします。

これは本年度末及び来年度の人事方針及び実施方策細目となりますので、来年また同じようなことを審議し、これがまた変わることもある、年度ごとのことですよね。ですから削除したり追加したりということになります。

この4ページの2の実施要項のところ、先ほどご説明いただいた小・中学校、高等学校等とある、この文言が削除というか変更されて、「中学校等の交流」に変更されたわけですが、この中学校等という等には、何が含まれることが予想されますか。

市立高校担当室長 場合によっては特別支援学校等からも、そういった異動もあるかと思えます。そういう観点から判断いたしました。

委員長 わかりました。

いかがでしょうか。

根守委員、どうですか。

根守委員 これはどうしようかなと思ったんですが、再任用制度について、せっかくあるのに、

どうして削除されたのでしょうか。

委員長 5ページですね。

市立高校担当室長 市立高校の場合は、大体、本市に異動していただきまして、大体10年

ということでお帰りになっていただいているんですけども、中には学校経営の必要性で、どうしてもいてほしいという先生には、特別に2年間はいられることに、そういう規定がございますが、最後までいらっしゃいますと、正直言って、松戸市として退職金を出すような形になりますので、そういった面もございます、そういうものもございます。

根守委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 よろしいでしょうか。

教育長 追加資料の異動施策の2番というのは去年はありましたか。

市立高校担当室長 これは去年もございました。四、五年前からございます。

教育長 そうですか、それは勉強不足で申しわけありませんでした。やけに新鮮に見えたものですから。5年前から適用した事例はありますか。

市立高校担当室長 ございません。

教育長 結構なことです、皆無ということですね。

委員長 いや、むしろ、まさにそうで、我々が知りたいのは該当者がいたかどうかですね、いないということですね。

市立高校担当室長 そうです。

教育長 これは市だけでできる措置ではないですね、その辺、こういう事象が発生した場合にはどうするかありますか。

市立高校担当室長 まだ、経験ございませんので、県とよく協議して対応したいと考えています、申しわけございませんか。

教育長 事前に協議しておかないと発動できないですから。県立高校はこういう事例、過去数年のうちにありましたでしょうか。

市立高校担当室長補佐 特別な新聞ざたになるようなことが になって、結局は休職、欠勤というような形でやめたというようなことを聞いたことはあります。

教育長 指導が不適切な教諭に対する研修等を行われた事例はありますか。

市立高校担当室長補佐 研修は県でやっております。

教育長 県立でいますか。

市立高校担当室長補佐 教育センター等でやっているように聞いております。

教育長 わかりました。

委員長 そういう教員が出た場合のことを考えた事前の対策を練ることは非常に重要です。しかし、そういう教員が出ないことの対策を練る方がもっと大事ですよ。出ないことを望みます。

それでは、報告第2号についてのご質問等は、これで終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 報告第2号については、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

次は、報告等です。

(「ちょっと休憩いたしましょう」の声あり)

委員長 そうですね、わかりました。

今、根守委員からご提案がありましたので、少し休憩をとりたいと思います。少々時間の余裕もありますから、それでは3時半まで休憩ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 3時半より再開いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

#### 学校選択制アンケートの結果について

委員長 次は、報告等です。

「学校選択制アンケートの結果について」をお願いします。

生涯学習本部参事監 学校選択制のアンケートにつきまして、平成19年度に二度目のアンケートを実施しましたので、その結果についてご報告と説明をさせていただきます。

松戸市教育改革の1つであります学校選択制は、平成16年度より導入いたしました。導入した年にアンケートをとっておりまして、また4年たちまして、この19年度に改めてアンケートをとらせていただきました。平成16年度のアンケートですが、抽出した保護者によるアンケートでした。今年度は、小学校に入学した1年生の保護者、中学校に入学した1年生の

保護者すべてにアンケートをとりました。その理由は、選択制を利用した方、あるいは申し立てを利用した保護者の皆さんのお考えも、やはり把握していくことが大事だろうと、そのように考えたからでございます。それを抽出ではサンプルが少なくなるだろうとそういう心配がありましたので、すべての保護者の方からアンケートをいただくようにいたしました。

資料の2枚目からアンケートの項目がございます。左上の方に数字が、最初は1番、どちらの学校に入学しましたか、これが1つ目の質問項目です。次、開きますと2番というのが出てきます。これが2つ目の質問項目になります。1番から11番までの質問項目につきましては、平成16年度と同じ質問になっております。それで変化が読み取れるようにしました。ただし、今年度のアンケートの中では、さらに選択制を利用した方と利用していない方、あるいは申し立て制を利用した方を分けて集計もしてあります。ただ、質問項目の12番につきましては、今年度新しく質問いたしました。その内容は、選択制を使うか使わないかにかかわらず、やはり最終的に学校を決めた理由というのが保護者の方にあるだろうと。それをやはり聞いておくことが大事であろう、そういうふうに考えまして、質問項目の12を新たな項目として設けました。

基本的にアンケートをとった結果、平成16年度と19年度に大きな違いはございませんでした。その中で、特徴的な違いがあるかなというようなところを若干説明させていただきたいと思います。

まず、質問項目の2番目ですが、学校選択制の是非を問いました。これはわからないというものはなしにしまして、よいとするか、だめだとするかと、そういう単純に聞いております。16年度も聞いております。今年度も同じように聞かせていただきました。今年度は88.9%、小・中学校合わせまして約90%に達する高率で「よい」というふうに保護者の方は答えております。これは選択制を使わない方も、やはり公立学校であっても学校を選べるということをよしとしている、その考えがあらわれているなど、とらえております。

質問項目3でございますが、学校選択制度をどこで知ったのかということの質問でございます。これが平成16年度と19年度を比べると若干違っております。16年度は、広報まつど、入学通知のはがき、それから学校からのお知らせの、公的なお知らせが19年度は減っております。ふえているのが知人、友人から知った、初めて情報を得たのは知人、友人から、松戸市は学校選択制をやっているんだよということを聞いた。知人、友人がふえております。公的機関が減って、知人、友人がふえているというのは、これはどういうことかなというふうに考えますと、この制度がだんだん広まってきている、皆さんに知られている、ですから知

人、友人から、こちらから広報する前に、もうわかっているんだと、そういう結果だろうと思います。16年度の最初は、やはりこちらからの広報あるいは学校からのお知らせが中心だったのが、この制度が市民に知れ渡ってきたと推測しております。

続きまして、質問項目の8でございます。学校見学会や説明会に保護者の方が足を運んだかどうかということを質問しております。16年度に比べまして19年度は学校に足を運んだ保護者の方が13.2%ふえております。これは1校あるいは複数行ったということ合計した数字でございます。13.2%ふえております。これは学校選択制のねらいを、松戸市は保護者の方の選択と学校参加によって、保護者の方と一体となって、よりよい学校をつくっていかう、これをねらいにしております。ですから、学校と保護者が一体となるときに、まず、学校からいろんな説明をするということも大事ですが、学校に足を運んでもらう、あるいは学校に目を向けてもらうということが大前提だと思っております。そういった面で、これが13.2%ふえておりますので、学校選択制のねらいに近づき出したなど、推測しているところでございます。

次は一番最後の質問項目の12でございます。これは学校選択制を使ったか使わないか、あるいは申し立て制を使ったか使わないか、そういったこととは別に、なぜ学校を決めた、その主な理由を聞きました。そうしましたら、学校の外的な条件というんでしょうか、学校が近いとか、あるいはお姉ちゃん、お兄ちゃんが通っていたとか、そういったことは非常に高い率で出ています。しかし注目しますと、選択制を利用した方が、特に中学校ですが、学校の内容、学校が進めようとしているねらいとか方針あるいは進めている内容、そこに目を向けている方が、やはり学区の学校に入った方よりも、選択制を利用した人の方がずっと高くなっております。数値としては、それぞれそんなに高い数値ではないんですが、中学校は特に倍ぐらいの数値になり出した。

このことから保護者の方に学校に参加していただいて、学校と一体となっていく、そういった面で保護者の方が学校をよく見ていただけられるようになったと推測しております。これも松戸市の選択制を進めている効果があらわれ出したのではないかな、そういうふうに解釈しているところでございます。

世間一般では、義務教育の学校選択制については、いろいろな論があるということは十分わかっております。松戸市のデータから考えますと、松戸市においては、現行の制度というものを変更する理由はないだろう。今後もこの学校選択制度を進めていくべきだろうと、そういうふうに考えております。

これまでの説明につきまして、松戸市の教育改革における学校選択制の一つの4年目を迎えた評価と今後の方向になるんですが、松戸市教育改革全体の評価あるいは教育改革アクションプランを中心にした今後のどうあるべきかということを考える時期にもなってきたと思っております。学校選択制に限らず、教育改革アクションプランは、振り返りますと生涯学習から学校教育、それからそれを支える基盤整備、その1つが学校選択制でもあったんですが、非常に幅広いプランになっていたかなと、思います。

今般の教育改革の評価と次の方向につきましては、幅広いプランの中から、特に学校教育に効果のあるものを中心になっていくのではないかなと考えております。改めて考えますと、市町村教育委員会の守備範囲というのは、基本的には義務教育だろうと考えておりますので、この教育改革の今後の次の方向というものは、義務教育の充実、あるいは今盛んに言われております学校が自律していくというんでしょうか、学校の自律を求めていく方向に施策を構築していくようになっていくのではないかと考えております。

以上、簡単でございますが、学校選択制アンケートの報告と、教育改革の次の方向について説明させていただきました。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

せっかくの機会ですから、ご質問ご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。

根守委員 選択制で学校の児童・生徒数の関係で、オーバーした分を抽選していましたが、その抽選した抽選漏れの生徒たちの対応というか、声というか、そういうようなことなどは聞いておりませんか。

生涯学習本部参事監 基本的に、これは最初から抽選があるんだということも打ち出しております、これは国の方もこの制度を導入するときには、前もってその制度をうたいなさいということですから、大勢になったときには抽選があり得るということをやっています。ですから、それは覚悟をある程度して応募していただいております。ただ、残念ながらここ2年間、抽選になって希望した学校に入れないという方は出ております。ただ、その方は、従来の学区については、十分入れますので、そちらの方に通っていただいている、そういうことでございます。

委員長 それはいいんですが、今、根守委員がお伺いになったのは、その漏れた人たちの声は聞いているかどうかということですね。

生涯学習本部参事監 特に聞いておりません。ただ、やはり幾つか聞こえております。これは正直言ってわからないというのが現状でございます。わからないというのは、どういうこと

かということ、アンケートの中にも、その他で、書いてきている方がいます。これが入れなかったのが非常に残念だということを書いている方もいます。逆に、選択制が叶えられていったんだけど、ちょっと違ってたと、これだったら選択しなければよかったのではないか。ある面では人生の選択でしょうから、どっちが本当にいいのかどうかというようなことはわからないというのが現実で、そのときそのとき、にお子さんもそれぞれの学校で、頑張ってもらうのが一番よろしいのかなと、思っております。

委員長 いいか悪いかというのは、まさに選択した本人の責任であるということは、1つは言えると思うんですね。ですから、いいかどうかという評価は、こちらはする必要がない。ただ、今お聞きになったのは、少なくとも抽選に漏れた、その人たちの声というのを、こちらが把握しているかどうかという意味でお聞きしたわけで、もし把握しておれば、それを聞き取ったわけです。

瀧田委員 申しわけありません、抽選になった学校数というんですか、前年度で結構ですけども、小学校、中学校、それぞれの状況を教えて下さい。

学務課長 昨年と一昨年、2年続けて抽選ですが、これはどちらも第一中学校、この1校のみであります。

瀧田委員 そうですか、わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにはいかがでしょう。

資料にページを打っていないので、ちょっとわかりませんが、アンケート項目の項目数でいいますと2の項目で「この制度についてどう思いますか」という質問項目がありますね。それでいいか悪いかという賛否で、どちらでもないという意見は、これはとっていないということでした。そのいいという回答と、よくないという回答について、なぜいいと思いますか、なぜ悪いと思いますかという項目はないんですね。

生涯学習本部参事監 それはございません。

委員長 そうですね、したがって、それは12の項目と関係するんだろうと思います。項目12を見ると「学校を決めた理由をさらに細かくお聞きします」、それで選択制があった方がこういう理由でという結びつけで少しは推測はされますよね。それから、その形で我々は理解できますけれども、いい悪いというのをまずお聞きして、それでこれと比較してみると、マトリックスでやってみると、関連性があるかどうかということが出てくる、そんな気がしましたが。

生涯学習本部参事監 委員長さんのおっしゃるとおりだと思っております。なぜかと聞いたと

きには、1つ予想できるのは、一般論でいろんな世間一般の選択制に対する賛否の考えがまず出てくるだろうということと、多くの保護者の方は、自分の状況において答えるだろうと。それはお兄ちゃん、お姉ちゃんが、この学校へ行っているから行きたいんだ、あるいは私がここの学校を卒業しているから行かせたいんだ、あるいは家が近いから、あるいは仕事の関係で放課後、おじいちゃんのところへ預かってもらうので、そこに行かせたいんだと、それぞれ保護者の方は違うだろうと。それをいろいろ聞いていっても、ちょっと難しいかなと。それで12番の項目で聞くと、大体推測はできて、保護者の方がどういう願いであるかということが読み取れるだろう。それプラス、学校にとっても、学校がどういう方向に進んでいけばいいかということの指針になっていくだろうと、そういう意味でふやしたものでございます。

委員長 そうしますと、私がこれを見て思ったのは、つまり選択制がいいか悪いかということの評価は、場合によっては悪いという評価をする人は、観念的に抽象的な理由を恐らく頭に浮かべると思うんです。したがって、子供たちに、そういうふうな競争的な考え方を小さいころから与えるのはよくないという、一つの例えば思いがあったとすると、そうすると12の最終的に選択をどういう理由で決めたかということ、それが余り反映されていない、余りかわりないような気がしたんですね。例えばこの数字で見て驚くのは、むしろ下の方の学校の方針や重点に賛同できるとか、先生が熱心だとか、一番大事だと思ったのは、その下にある基礎基本の習得に力を入れている、この項目の数字は高いと予想したんです。ところが、それは比較的低い数値で、一けたですよ、上の方にむしろ86、73あるいは41というような高い数字が出てきている、そうすると選択制がいいか悪いかという、その最初の問いの理由と、実際に選んだときの理由というのは必ずしも一致しない。つまり観念的に選択制がいいか悪いかという、そういう議論ではなくて、実際に選んだこういう理由というのが、やっぱり一番基本として大事なのかなというようなことは、ある程度言えるわけですよ、それを思ったわけです。

したがって、選択制反対というような意見はあっていいんですけども、その場合のなぜかということの理由は、一般的に当事者、子供たち及び保護者の方が思っていることと、それを観念的に批判する人たちの意見、考えとは、同じではない、あるいは同じかなということが、これで出てくるような気がします、いかがでしょうか。

生涯学習本部参事監 ちょっとこれからのことで私の推測で、多分こうなっていくべきだろうということなんですが、まず一般のと言ったらおかしいんですけども、多くの保護者の方

は外的な条件で選びます。通学路が安全確保されているか、近いかどうか、これは当然でございます。お兄ちゃんが行っていたからと、その学校を理解していますから学校を評価していますので、中身もよく、ですからそれが多くて当然だろうと。そのとおり出ております。中学校は部活動が自分の希望している部が開設されているかどうか、これは当然だろうと。それが今、出てきているのは、例えば基礎的な学力というか、質問項目でいえば、ややグラフでいえば右側による部分です。これはまだ少なく出ております。これはある面では当然で、まだ外的な面で選んでいるだろうと。

ただ、その中で先ほどもちょっとお話ししましたけれども、中学校では、赤の部分が青よりもほぼ高く出ています。少ない数字の中でも高く出ている。このところが私は大変大きいかなと思っています。赤の部分が少しでも高く出ているというのは、学校の中をよく見るようになってきています。基礎基本に力を入れているというのは、トータルとしては少ないかもしれませんが、選択した保護者の方は、学区の学校に通わせている保護者の方よりも高く出ています。

それから、例えば学校の方針や重点に賛同しているかどうか、やはり2倍ぐらいの率で、赤が高く出てきていると、この部分をこれからどう大事にしていくかということになっていくかなと、そういうふうに思います。

これはこれからの学校がどのように経営を進めていくかということになると思いますが、ただ、特色ある学校というんでしょうか、一般的に基本は義務教育はどこもある程度一緒でございます。大学と違って、どこの大学とどこの大学、学部が何を設けているかで全く違います。義務教育というのは基本的には同じことをやっています。ですから、そんなに大きな違いは出てこないでしょうけれども、徐々に同じことをやる義務教育の中でも、その中で力を入れているところに、保護者の方が目を向け出してくれたかなと、そういった面で選択制というものは意味が出てくるだろうと、そういうふうに考えているところです。

委員長 そうですね、つまり基礎基本に余りアンケート数値が高くないということは、おっしゃるように、市の小・中学校全体が大体ある程度のレベルでの教育を提供しているということの裏返しでもあるんですね。

生涯学習本部参事監 義務教育ですから……

委員長 それがむしろ大事なことなんですよ、わかりました。

教育長 これを見ると、学校が近いとか学区だからと、これは当然で、これが一番高くなるというのは義務教育ですから当たり前なんですけれども、学校参観や説明会の印象で決めた

というのが18%ぐらい、中学校では28%ぐらい、こんなにすごく出ているのかと。全体から見ればわずかでしょうけれども、ここまで見ていただいているんだと、選択眼は、もう日本の国民というか、松戸市民の選択志向と選択眼というのは、恐らく結構肥えているのではないかと思いますね。

委員長 したがって、そのことをさらに続ければ、そのように説明をした以上は、それに見合う教育のサービス提供はしていかなきゃいけないということになり、それが結果的に学校評価につながっていくということなんでしょうね。

教育長 学校参観、授業参観や保護者説明会の印象がよかったということになると、競争ではなくて、最低限どの学校もやるべきなので、これを見たら一生懸命努力するだろうと私は思いますけれどもね。何よりも選択しない集団が多いのは当然なんですけれども、でも常に選択できる権利が担保されているということの安心感と選択制を支持するというのもあるだろうと。もちろん全部プラスではなくて、マイナスの部分も、どんな制度でも必ずありますから、抽選で漏れた方というのは大変お気の毒で、逆に心は痛みますけれども、それだけのやっぱり支持を受けている中で、これは継続すべきではないかなというふうに思っております。

考えてみますと、日本人が人生80年時代で選択できない、選択しないという時期がどのくらいあるかと最近考えているんですけれども。

委員長 それはおもしろい指摘ですね。

八田委員、どうぞ。

八田委員 この11の項目のところなんですけれども、僕はまた逆なことを考えるんですが、従来の学区の学校と選択制利用の学校というので、このところに学校と保護者の理解協力の強さが違うということは、この従来の学区の学校は、保護者との理解協力を得る、強くすることの努力が足りないのではないですか、そんなふうにとれませんでしょうか、つまり選択制を利用していると、学校と保護者との協理解というの大切なことになってきていますから、そういうことを、これは裏づけているんじゃないかと私は思うんです。

委員長 恐らくこれは今後、こういうアンケート調査をしていくと、数字としては変わっていく可能性は考えられますね。つまり余り思わない、どちらも思わないが過半数なわけですこの数字が過半数を占めている以上は、やはり基本的にはその辺の認識は余りない。けれども、選択制を考えている人たちは、やはりその辺、保護者の理解、協力、学校と協力するというのにかなり意識を持っておられると思います。その眼がだんだんふえてきているとい

うことは確かかもしれないですね。それは先ほど教育長も指摘されたように、このグラフからも、学校参観や説明会で中学校はこんなに赤がふえているわけですから、関心を持っている人は、やっぱりこの数字として出るんでしょうね。

教育長 1つだけちょっと疑問に思ったんですけども、青、赤はわかったんですけども、黄色の曲線が、どっちかという赤と似たり寄ったりの相似形とは言わないけれども、かなり似た軌跡を描いているというのはどういうことなんでしょうか。

生涯学習本部参事監 申し立て制、基本的に私は選択制を使うか申し立て制を使うかというのは、保護者の方は非常に近いものがあるだろうと、そういうふうに見ています。何らかの事情を抱えて、それに合致したときには申し立て制を使われている。そうじゃなければ選択制を使われている。ですから非常に似ている部分はあるかなというふうに推測しております。

教育長 学務課長にお聞きしたいんですけども、選択制と申し立て制の基本的な定義というのは違うんですよね。

学務課長 申し立て制と一般に言われるのは、これはもう学校教育法で規定されている、要するに同じ市町村の中に学校が1校であれば、もう委員会としても学校を指定するも何も、もうその1校に行くしかないんですが、2校ある場合は、教育委員会が学校を要するに指定しなくてはならない。こういうようなことで学区というのはできてきているんですが、申し立てというのは、それなりの理由がある場合は、その保護者のその理由を尊重して、学区が決められているから、そこに行きなさいということではなくて、保護者の意見を取り入れなさいというのが、これが申し立てということで、理由がある場合は指定された学校以外でも行けますよというのが申し立てになるわけですね。

選択制というのは、これは延長線上は同じなんですけど、決められた相当な理由というものを問いませんよ。やはり自分の責任で選択していいですよというのが選択制だと思うんですね。これは一緒にして、やっぱり通学区域というのは、もう弾力化していきましょうという、そういう大きな流れの中にそれが入っているということになるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、国の方も弾力化ということで、今まではそれ相当の理由がないと、ほかの学校は認めませんよということだったのが、もう今では好きな部活動ができるとか、いじめられているからほかの学校へ行きたいとか、ちょっと通学距離が遠いからほかに行きたいと、そういうようなことも含めて認めていくようにというのが国の方針でもありますし、親の責任で弾力的に選んでいきなさいと、そんな流れにある、その流れを松戸市としては、そういう

方向性を先取りでもないんですが、ちゃんと選択制という道をつけて自由に選べる、そういう道を開いているということではないかなというところですよ。すみません、まとまりませんで。

教育長 1年半ぐらい前に、文部科学省と行革担当省の申し合わせで、申し立て制で通学距離も認める、部活動の選択も認めると緩和されました。それで教育常任委員会の説明会、全員協議会の席で、そういう申し立て制と選択制の賛否論議がありました。

個人的考えですけども、選択制を採用している市町村は、申し立て制というのをやめたり、あるいはごく限定的ではどうかと。その学校だと、この子はもう不登校になるとか、本当にそういう実態と兆候があった場合には認めるということにしないとおかしいことになってくるんじゃないかなと思います。

根守委員 教育長がお話ししたのは、その落ちた人たちのことを申し立てれば受け入れられるというようなことなど考えたわけですよね。

生涯学習本部参事監 これも私見ですが、選択制と、申し立て制は、私、市立病院だと考えております。市立病院で、タクシーでも何でも自家用車でも歩いてでも受付に行きます。受付に来た人はだれでも見てくれます、待っていれば、これは平等にやります。これは私は選択制だろうと思っております。学校でも申し込んだ人はだれでも、その理由を問わず入れます。市立病院は横玄関があります。救急車で入る、これは平等ではなくて、どちらかといったら比例になるんです、けがの程度というか病気の程度で診ているのが横玄関で、救急車で来ます。これが学校でいえば、本来でいえば申し立て制度、この人を絶対こういうふうに入れないと、この子は学校に通えないんだと、不登校とかそういうレベルです。本来ならば、それは少なくてもいいはずなんです、今、松戸市で問題になっているのは、けがは大したことがなくても救急車を呼ぶ方だという、それと同じことを今、教育長さんもおっしゃっていましたけれども、そこがやはり課題だと。じゃ、それだからといって申し立て制をなくしてしまったときに、本当に救急車でなきゃならないものをどうするかということは、教育委員会としてやっぱり考えておかなければならないと。それは課題になるということは十分予測しているところでございます。

委員長 申し立て制は、学区が完全に指定されているということが前提です。これをブロックである程度広げたのが選択制ですから、基本は違うんでしょうね。ただし、教育長がおっしゃるように、意図的に申し立て制を利用されると、そこは考えなきゃいけない。結果的には、申し立て制の範囲を広げていくと、結果としては選択制とどこが違うかということも確

かに……

教育長 だから、いろんな反対する方々の意見も入れて、選択制を松戸市が廃止したと仮定しますと、選択制で赤い線ができちゃうんですね。選択制をなくしてしまうと、もう既に選択制を評価している市民が圧倒的多数いるので、申し立て制で、部活がいいから、通学距離が短いから、便利だからいいということまで広げられたら、規制緩和ですから。

委員長 ただ、先ほどの教育長の発言にも出てきましたが、選択制という意味で、選択制について松戸市民が勉強する、あるいはそういうものになれていくということを信頼すれば、選択制ということは、やはりいろんなことを考えた上で自分で決定していくんだという、それを信頼するしかないんでしょうね、そういう市民の成長と云ったら、ちょっと語弊があるかもしれないんですが、そういう歴史の過渡期というか、新しいものをつくったときには、そういうものが定着するまでは、ある程度やっぱり我慢して見つめるということも必要なんじゃないかな。

学務課長 すみません、ちょっとここ一、二年の私が感じている、ちょっと話がずれるかもしれないんですが、選択の動向を先ほどの学校説明会等、非常に参考になったというパーセントが高く出ているというお話がありましたが、特に中学校なんです、A中学校の学区がありますね、そうすると、このA中学校をほかから選択で希望して入ってくる人があります。逆にA中学校の学区から選択を希望して出ていく人もいますよ。そうすると、一昨年度はほかから選択を利用して入ってくる数が非常に多くて、出ていく数が少なかった。プラスの方が多かったという学校が、昨年度は1年たって選択やると全く逆になっていて、出ていく数の方が多くて、入ってくる数の方が少なくなっているという学校も現実あります。これはですから、あの学校は何か評判を聞くと、みんな選択で行くからといって、毎年毎年選択でその学校はふえていくということは私はないんじゃないかと。それだけやっぱり親のその学校を見る目というのが、やっぱりしっかりしてきているのではないのかなと。単なるうわさだとか、そういうようなものだけで振り回されてはいないという、一つの現象としてそういうことが起きているのではないかなと私は理解しているんです。

委員長 それはいい見方ですね。したがって、学校参観や説明会の印象等もかなり重視されるということ、保護者の方はしっかり見ていると、それを信頼するということでしょうね。

継続してそういうことをしっかりやる、つまりさっき言ったように評価と結びついてきますから、それが最初に受けた印象と評価とが一致する場合には、恐らくその学校は、今後ずっとやっぱり人気も出てくるという可能性があると思いますよね。

いかがでしょうか、大分ご意見を拝聴させていただきました。

それでは、報告事項については、このくらいにさせていただきます。

その他

委員長 その他に移ります。

委員の皆さんで何かございますか。

特にありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、次回の教育委員会会議の日程について、事務局の予定をお伺いします。

企画管理室長 次回の予定ですが、12月19日を予定をさせていただければと思っております。

ちょうど12月定例議会との絡み等があります。午後2時から教育委員会5階会議室で。

委員長 先生方、それでよろしゅうございますか。

それでは確認いたします。次回教育委員会会議は、12月19日水曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成19年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時25分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員